

修繕整備業務仕様書

1 件 名 令和 8 年度 自動力率調整装置及び過電流継電器修繕整備

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日まで

3 履行場所 茨城県石岡市染谷 1749 番地
石岡地方斎場組合石岡地方斎場

4 目 的

この業務は、落雷により被害を受けた石岡地方斎場組合石岡地方斎場キュービクル内の各装置を修繕することにより、施設電気設備の誤動作を防止することを目的とする。

なお、本仕様書は本修繕業務の基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本修繕業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において履行しなければならない。

5 業務内容

修繕整備する機器類は、別添「高圧単線結線図・キュービクル姿図」の示すとおりである。また、内容は次に明記する機器等の更新である。

- (1) 自動力率調整装置 (APFC)
富士電機 型式：QC06A 1 台
- (2) 過電流継電器 (OCR)
富士電機 型式：QHA-OC2 1 台
- (3) 上記機器に係るバック配線

6 使用材料及び機器

使用材料及び機器は、すべてそれぞれ用途に適した欠陥の無い製品で、日本工業規格 (JIS)、電機規格調査会規格 (JEC)、電気工業規格 (JEM) 等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

また、更新する機器類については同品、もしくは同等品以上の新品とする。

7 履 行

本修繕整備業務に関しては、次の事項を遵守のこと。

(1) 労働災害の防止

作業員への安全衛生教育を徹底し、また作業中の危険防止を十分に行い、労働災害の防止に努めること。

(2) 現場管理

現場作業時には、発注者と十分に協議し、平常業務に支障を来たさないよう計画し実施のこと。

8 復 旧

他の施設、既存物件の破損、破壊及び汚染防止に努め、万一損傷、破壊及び汚染等が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、その指示に従い受注者の責において速やかに補修すること。

9 提出書類

- (1) 業務写真
- (2) 業務報告書
- (3) 出荷証明

(4) その他要求のあったもの

10 業務履行上の留意事項

- (1) 受注者は、業務履行に当たり石岡地方斎場組合石岡地方斎場の業務に支障がないよう努めなければならない。
- (2) 停電を伴う作業については友引日にのみ行えるものとし、事前に発注者と調整のうえ行うものとする。
- (3) 本業務は、高圧（6,600V）の電気設備を扱う高度な専門技術が要求される電気工事であるため、第一種電気工事士の資格を有する者が行わなければならない。また、業務を実施するにあたり、その他必要な資格又は許可等を所有しているものを適宜配置しなければならない。
- (4) 受注者は、従業員に対し事故防止のための保安教育を徹底し、円滑に業務を遂行できるよう最善の努力と責任をもって対応しなければならない。
- (5) 今次修繕に係る竣工検査の実施費用及び電気主任技術者（外部委託法人である一般財団法人関東電気保安協会茨城事業本部の定めた点検担当者）の立会（工事中の点検、竣工検査）費用は、本業務に含まれるものとする。

11 法令等の遵守

業務を行うに当たっては、関係法令及び諸官公庁の命令指示を遵守し安全かつ円滑な運搬を行わなければならない。

12 その他

この仕様書に定める以外に業務履行上特に必要な事項及び疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。